【参考資料】

議案第６０号　朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

総務部財政課

１　改正理由

使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、証明書交付手数料の改正を行うとともに、地方公共団体情報システム機構によるコンビニエンスストア等における証明書交付の利用促進を図るため、朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する。

２　概　　要

朝霞市手数料徴収条例別表第１の５７の項の内容を以下のとおり変更する。

（１）改正条例第１条の規定

「住民票の写しの交付」、「印鑑に関する証明」、「公課に関する証明」のコンビニ交付による交付の場合の金額を、１００円から１０円に変更する。

（２）改正条例第２条の規定

別表第１の５７の項に規定する全種類の金額を、２００円から３００円に変更する。（コンビニ交付による交付の場合を除く。）

（３）改正条例第３条の規定

「住民票の写しの交付」、「印鑑に関する証明」、「公課に関する証明」のコンビニ交付による交付の場合の金額を、１０円から２００円に変更する。

３　施 行 日

令和９年４月１日

※ただし、第１条の規定は令和９年３月１日、第３条の規定は令和９年７月１日。

担当
総務部財政課財政係
電話４６３－３１７２